本の多のの意識





うすき雛(臼杵市)

TOPICS・重要なお知らせ

- 令和3年度 各種助成金の申請締切について
- 春の全国交通安全運動 実施要綱
- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について
- 中小法人・個人事業者のための事業復活支援金



公益社団法人大分県トラック協会

大分市向原西1丁目1-27 TEL 097-558-6311 FAX 097-552-1591 URL http://www.ota.or.jp

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

回覧印								
回覧印								

目 次

1.「トラックの森」植樹式を開催	1
2. 令和3年度 企業物流セミナー(オンラインセミナー)を開催	4
3. 令和3年度 各種助成金の申請締切について	5
4. 街頭啓発活動 (事故ゼロの日) の実施結果	7
5. 燃料サーチャージに理解を求める広告掲載について	9
6.2022年度全日本トラック協会 研修のご案内	10
7. 中継物流拠点「コネクトエリア浜松」の無料モニター募集について	11
☆青年部だより	13
☆行政だより	
(1) 春の全国交通安全運動 実施要綱	15
(2) 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について	17
(3) 特定外来生物「セアカゴケグモ」について (注意喚起)	26
☆国税だより	28
☆陸災防だより	29
☆大分産業機械技能教習所だより	31
☆お知らせ	
(1) 定期点検整備促進運動の実施等について	32
(2) 会員名簿訂正方のお願い	32
(3) トラック運送業界の景況感(令和3年10月~12月期)	33
(4) 燃料情報	33
(5) 行事予定表	35
(6) 帳票関係FAX注文書	36
(7) 中小法人・個人事業者のための事業復活支援金	37

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。 閲覧用パスワードは「6311」です。

「トラックの森」植樹式を開催

城島高原パークで新たなトラックの森を!



「トラックの森」の看板

公益社団法人 大分県トラック協会(仲浩会長)は2月20日(印)、別府市大字東山の城島高原パークにおいて、令和3年度「トラックの森」記念植樹式を開催した。

「トラックの森」は、CO₂を多く排出する産業であるトラック運送業として、自然の代謝機能を利用した環境保全を図ることを目的に実施されて、今回で9回目となる。

当日は、寒波により風雪が吹きつける生憎の天候であったが、協会役員や職員、来賓など約20名が参加した。



あいさつする仲会長

はじめに、パーク内のフェスティバルホールで開会式が行われ、仲浩会長が「トラック輸送産業はCO₂の排出が多い産業である。地球温暖化の要因である排気ガスを綺麗な空気に変える自然の浄化作用を活かした森林整備は、私どもトラック輸送事業者の使命ととらえている。国が進める2050年のカーボンニュートラルに向けて、様々な対策を行っているが、植樹による森林整備は地球温暖化防止対策の中でも有効なも

のである。トラック協会では、平成24年度から令和元年度まで大分市久土において植樹事業を行ってきた。これまでの参加者は延べ約800人、大分県農林水産部から苗木の提供をいただき、森林ネットおおいたの協力のもと、樹木1,465本を植樹してきた。今年度からは、㈱城島高原オペレーションズ様のご厚意により、ここ城島高原パークへ植樹することが叶った。これからは来場する子供達やその家族の皆さんが見て楽しめるトラックの森の広場にしていきたいと思う。今後とも是非皆さんのご協力をお願いしたい」とあいさつした。

次いで、㈱城島高原オペレーションズの後藤康男代表取締役社長が来賓あいさつを行い



「仲会長はじめトラック協会の皆様方は、大分県の社会貢献や地域貢献活動を幅広く展開されている。SDGsの重要性が叫ばれている中、こういった植樹を通じて木々の成長を見届けながら持続可能な環境作りに貢献するという活動は非常に有意義なものである。我々、観光サービス業もコロナ禍で非常に苦しんでいるが、物流運輸業界においても原油高や運賃価格など、諸問題も多いことと思う。同じ大分県の仲間同士

来資あいさつする後藤社長 価格など、諸問題も多いことと思う。同じ大分県の仲間同士 として、連携できて大変うれしく感じている」と述べた。





開会式終了後は植樹場所に移動し、入口に設置した「トラックの森」看板の除幕式が行われた。仲会長と後藤社長でかけ声に合わせて除幕を行うと、トラック協会が行ってきた「トラックの日」児童絵画コンクールで入賞した作品の中から、花を描いた作品3点を掲載した看板が現れ、周囲から拍手が起きた。

その後、森林ネットおおいたの担当者から植樹についての説明が行われ、参加者全員で、 用意された桜(ジンダイアケボノ)の成木2本(3m)と苗木5本(2m)をそれぞれ植 樹した。

ジンダイアケボノはソメイヨシノよりやや小型の種で、ほぼ同時期に開花するが、より 花弁のピンク色が濃いグラデーションが特徴で、より鮮やかな印象を与えてくれる。

植樹の最後に、三宮俊二交通・環境対策委員長が「長期にわたり植樹式の開催を計画しているので、今後も皆様方にご協力をお願いしたい。このトラックの森がトラック輸送産業の環境保全のシンボルとなることを祈念する」とあいさつした。

「トラックの森」整備事業は、環境保全活動として、平成24年度から毎年度実施しており、 令和元年度までは大分市久土にて植樹が行われていた。しかしながら、昨年はコロナウイ ルス感染予防のため中止し、本年度からは場所を城島高原パーク内に移し、例年より大幅 に規模と時間を縮小して、感染防止対策を行ったうえで実施した。

植樹のようす







参加者は、雪の舞う厳しい寒さの中、 城島高原パーク内で、桜の木が無事に 育ち綺麗な花を咲かせて、「トラックの 森」を訪れた見物客の憩いの場所とな るよう願って、苗木を植樹した。

令和3年度企業物流セミナー(オンラインセミナー)を開催

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)ならびに大分県トラック協会青年部「大運会」(小河勇貴会長)は2月16日(水)、オンラインにて「令和3年度企業物流セミナー」を開催した。

新型コロナウイルス感染拡大により、大分県にまん延防止等重点 措置が適用されたことを受け、オンラインのみで実施され約75名が 各事業所等で受講した。

はじめに小河勇貴青年部「大運会」会長から「運送業界を取り巻く環境は、働き方改革をはじめ、長期化するコロナ禍による経済活動の停滞、人手不足による長時間労働、さらには軽油価格高騰による経営の圧迫など、極めて厳しい状況となっている。しかしながら、私たち運送事業者は、日本経済や国民の暮らしを支えるエッセ



青年部 小河勇貴会長



講師の永松茂久氏

ンシャルワーカーとして、物流を停滞させるわけにはいかない。このセミナーを今後の事業経営に活かしていただきたい | とあいさつがあった。

セミナーでは、(株)人材育成JAPAN代表取締役の永松茂久氏から「ハイパフォーマンスを発揮する人材に~モチベーションアップ~」をテーマに講演があった。

- 「喜ばれる人になりなさい」
 - ⇒どんなことをすれば人に喜んでもらえるかを考える。
- 「大切な人のために働くことで最高のパフォーマンスにつながる。」
 - ⇒誰のために働き、何のために働き、どんな姿を見せたいかを考える。

(自分のためではなく、大切な人のため。)

- 人脈を大切にする(情報を集める。人と会う。本を読む。)
- ・夢を語る若者がいないというが、若者が憧れる大人もいないということではないか。 ⇒上司は尊敬される姿を見せていくことが大事。

ただ単に働くのではなく、<u>大切な人のことを思い</u>、その人に見せたい自分の姿を思い描きながら<u>目の前の仕事を一生懸命にすることで、ハイパフォーマンスを発揮でき</u>るようになる。

- Q. 面接で必ず見るポイントはあるか
- A. 「大切な人は誰か」と質問する。また、なるべく深くその人を理解するために 面接時間を長くする。

※セミナー動画 見逃し配信中

参加できなかった方のためにセミナーの動画を協会HPで3月21日(月)まで公開しています。視聴ご希望のかたは、協会事務局までお問い合わせください。

令和3年度の助成金の申請締切りは3月22日(火)までです。 ※一部助成金は締切日が異なります。

(公社)大分県トラック協会

No.	制度名	金額	摘要
1	労働力確保対策助成	上限 100,000 円	雇用調整助成金を活用した事業者
2	運行管理者講習助成	1名あたり 3,200 円	無料講習(一般講習、2年に1回)
3	整備管理者講習助成	テキスト代助成	無料講習(定期研修、2年に1回)
4	安全教育訓練促進助成	1名あたり上限10,000 円 (受講料の2分の1)	教習受講者
5	中型・大型・牽引免許取得助成	1名あたり 20,000 円 (中型免許・限定解除(5t・8t) 1名あたり 40,000 円 (大型・牽引免許)	1事業者につき2名まで
6	運転記録証明手数料助成	1名あたり 670 円	車両台数の1.5倍
7	適性診断受診料助成	1名あたり 2,400 円 (一般・C般診断) " 4,800 円 (初任・適齢診断)	(一般) (公社)大分県トラック協会 自動車事故対策機構へ申込 (初任・適齢者) 自動車事故対策機構へ申込
8	運輸安全マネジメント講習助成	1名あたり 5,200 円	自動車事故対策機構にて講習受講者
9	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり 500円~2,500円	全ト協指定検査機関 検査料の2分の1助成 車両50両未満 20名まで、50両以上 30名まで
10	健康診断等検診助成	1名あたり 1,500 円	乗務員に限る
11	血圧計導入促進助成	上限 30,000 円	購入価格の2分の1、1事業所につき1台を限度
12	人材確保対策支援助成	上限 10,000 円	1者につき10,000円を上限
13	環境対策推進事業助成 (グリーン経営・ISO・ エコアクション21取得助成)	1者あたり 100,000 円(新規) " 50,000 円(更新)	エコアクション21・・(新規・更新)50,000円
14	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	上限 10,000 円	1事業所1台限り、購入価格の2分の1
15	低公害車導入促進助成	1台あたり 50,000 円 HB・CNG車	ハイブリッド・CNG車
16	モーダルシフト推進助成	(フェリー) 新規 (さんふらわあ 2,300円、その他 1,500円) 維持 (さんふらわあ 1,000円、その他 500円) (RORO船) 運転手+車両 5,000円、車両のみ 2,000円	利用実績による。(保有台数に上限あり)
		(J R) 維持 月の利用額の20%	上限 50,000円/月
17	EMS機器導入促進助成	〃 10,000 円	- 双方車両台数の30%上限
18	ドライブレコーダー機器導入促進助成	″ 3,000 円 ~ 10,000 円	
19	アルコールチェッカー普及促進助成	1事業所あたり 2,000 円 (携帯型)	車両台数の30%上限
20	ETC2. 0車載器購入促進助成	1台あたり 2,000 円	車両台数の30%上限 新たに購入し装着・セットアップした車両
21	安全装置等導入助成	″ 10,000 円	車両台数の30%上限(後方視野支援確認装置、 アルコールインターロック)
22	ドライバー等安全教育訓練施設助成	1名あたり 39,500円	契約教習受講者(ドライビングアカデミーONGA)
23	支部交通事故対策活動助成	実績に応じて支給	支部対象(飲食・旅費は除く)
24	可動式突入防止装置導入促進助成	″ 60,000 円	車両台数の30%上限
25	利子補給事業	一般 0.3% 環境対策 0.3%	長期プライムレートに対する補給率
26	信用保証料助成	上限 300,000 円 (保証料の2分の1)	信用保証協会の保証料(セーフティーネット融資等)

[※] 令和3年度の各種要綱及び申請様式はホームページへ掲載しております。

ご不明な点は、(公社)大分県トラック協会事務局(TEL:097-558-6311)までお問合せ下さい。

陸災防大分県支部

1	健康診断等推進助成	1名あたり	1,500	円 (上限)	乗務員を除く事務員・荷役作業員等に限る (被けん引を除く車両台数まで)
2	深夜業務従事者健康診断推進助成	"	1,500	円 (上限)	深夜業務従事者の2回目の健康診断に限る (被けん引を除く車両台数まで)
3	ストレスチェック促進助成	1名あたり	500	円	1会員につき50名を上限とする
4	脳•心臟疾患検査助成	1名あたり	5,000	円 (上限)	検査費用の2分の1を助成

[※] 令和3年度の各種要綱及び申請様式はホームページへ掲載しております。

ご不明な点は、陸災防大分県支部事務局(TEL:097-556-7866)までお問合せ下さい。

(公社)全日本トラック協会

No.	制 度 名	助 成 金 額	摘 要
1	準中型免許取得助成	1名あたり 40,000 円 (準中型) 25,000 円 (5t限定解除)	1事業者につき100,000円を限度 ドライバー個人での支払いは不可
2	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり 500円~2, 500円	全ト協指定検査機関で検査 検査料の2分の1助成
3	血圧計導入促進助成	1台あたり 購入価格の2分の1(上限5万円)	1事業所につき1台を限度
4	インターンシップ導入促進助成	受入れ期間 3日間 90,000円 4日間 110,000円 5日間以上 130,000円	1事業者につき1回 左記受入れ期間は、同一学生を対象 受入れ人数にかかわらず左記の助成額とする。
5	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	1台あたり 購入価格の2分の1(上限6万円)	エアヒーター、車載バッテリー式冷房装置
6	環境対応車導入促進助成 (低公害車)	1台あたり 134,000 円 ~ 500,000 円 〃 100,000 円 〃 97,000 円 ~ 335,000 円 〃 1,000,000 円	CNG車(新車、最大積載量2t~4t) CNG車(使用過程車改造) HB車 CNG車(車両総重量25tクラス)
7	安全装置等導入促進助成	″ 20,000 円	車両1台につき対象装置ごと
8	衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成	" 50,000 円 (上限)	車両総重量3.5t以上8t未満の車両(中小企業者のみ) 装置取得価格の2分の1
9	ドライバー等安全教育訓練促進助成	1名あたりの受講料について助成	特別研修(2泊3日以上の研修)・・・受講料の7割 ・・・・・・・・・・・受講料を額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10	中小企業大学短期講座受講促進助成	受講料の3分の2の助成	講座受講料10万円以上のものに限る
11	自家用自動車用燃料供給施設等助成	新設 上限 1,000,000円 増設 上限 300,000円	
12	天然ガス自動車用燃料供給施設等助成	新設 上限 40,000,000円 増設及び改造 上限 10,000,000円	助成対象経費の1/2以内
13	点呼支援機器等導入促進助成	上限 100,000円	

^{※(}公社)大分県トラック協会及び陸災防大分県支部の助成とは異なり、協調補助として別途助成されます。

街頭啓発活動 (事故ゼロの日)の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和4年2月に実施された結果についてご報告致します。

【 2月に実施した支部・分会の街頭啓発活動 】

	支部名	/分会/	名	時間	目	場		所	事業所数	人数	実施日
	分 西	中央	上 西	7:30~8	: 00	大分市新川	町 新川	交差点	4社	9人	2月18日
	71 19	大 分	` 南					中山	<u>.</u>		
大	分 東	大 分	、東	7:30~8	: 00	大分市 乙	津橋東交	差点	6社	7人	2月21日
別	杵	別	府	7:30~8	: 00	日出町 佐	尾交差点		17社	17人	2月18日
IE	北	中	津	7:45~ 8	: 15	中津市 田	尻交差点		12社	19人	2月18日
県	40	宇を		7:45~ 8	: 15	宇佐市 柳	ヶ浦高校	前	11社	11人	2月18日
西西	部	玖	珠	7:30~8	: 00	玖珠郡玖玢	株町山田 玖珠分会	事務所前	3社	4人	2月18日
	口	日	田	7:30~8	: 00	日田市 玉	川交差点		3社	4人	2月18日
ΙĦ	南	台	津	11:00~11	: 30	臼杵市 臼	杵津久見	警察署前	14社	14人	2月21日
県	併	佐	伯					中山	<u>.</u>		

※2月28日現在、報告受理分のみ掲載

街頭啓発活動の様子



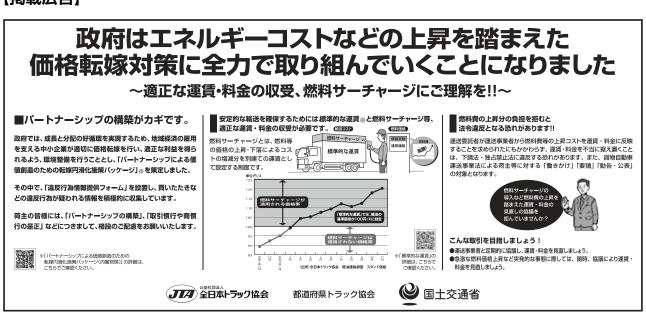
燃料サーチャージに理解を求める広告掲載について

公益社団法人 全日本トラック協会

原油価格がおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしているなか、政府では、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境整備を行うため、昨年12月27日「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を策定し、1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」として、政府を挙げて取り組んでいるところです。

当協会としても、政府の取り組みに併せ、荷主企業への文書発送やインターネット広告 掲載など燃料費等の転嫁対策の取り組みを進めておりますが、今般本取組の一環として、 都道府県トラック協会、国土交通省との連名で荷主業界向け専門紙へ適正な運賃・料金の 収受、燃料サーチャージへの理解を求める広告を順次掲載いたしますので、お知らせいた します。

【掲載広告】



2022年度全日本トラック協会 研修のご案内

-般·初任運転者研修

添乗(同乗)指導管理者研修

研修対象者

指導・監督、12の義務項目をすべて取り入れた実践体験型の研修です。

- ① 一般ドライバー研修(すべてのドライバー)
 - ・年1回以上の指導監督の12項目を実践する研修
- ② 初任ドライバー研修(新規雇用の初任ドライバーなど)
 - ・座学15時間以上(実車等を用いた12項目)を実践する研修

申込等につきましては、県トラック協会まで

全日本トラック協会(一般・初任運転者研修3日)

- ① 4月9日(土) ~ 11日(月) ② 4月23日(土) ~ 25日(月)
- ③ 6月25日(土) ~ 27日(月)
- ④ 8月27日(土) ~ 29日(月)
- ⑤ 10月29日(土) ~ 31日(月)
- ⑥ 1月14日(土) ~ 16日(月)

全日本トラック協会(添乗(同乗)指導管理者研修3日)

- ① 5月21日(土) ~ 23日(月) ② 7月23日(土) ~ 25日(月)
- (3) $9 \exists 24 \exists \pm 1$ (4) $26 \exists \pm 1$ (5) $28 \exists \pm 1$ (7)

ドライバー等に対して実践・体験型の研修を行い、安全運転に必要な 知識・技術・安全意識等の向上を図り、事故防止ができる研修です。 ぜひ当センターを活用してください。

3月8日火より受付開始となります

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄各県トラック協会指定

総合交诵教育センター福岡



㈱おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 FAX 093-293-2427

中継物流拠点「コネクトエリア浜松」の無料モニター募集について(依頼)

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、中日本高速道路㈱事業開発・推進本部長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

中高事創 第12号 令和4年1月31日

公益社団法人 全日本トラック協会 常務理事 松 崎 宏 則 殿

> 中日本高速道路株式会社 事業開発·推進本部長 布目 弘 司

中継物流拠点「コネクトエリア浜松」の無料モニター募集について(依頼)

さて、新東名高速道路 浜松サービスエリア (下り線) の隣接地に整備しました中継物流拠点「コネクトエリア浜松」に関しましては、開設より3年を経過しまして、多くの輸送事業者様に継続的にご活用いただいているところです。

この度、さらなる中継輸送の促進に向けて、輸送事業者様が試行的にコネクトエリア浜 松を利用できる機会を提供させていただくため、無料でお試し利用ができる制度を創設し ました。

傘下の輸送事業者様におかれましては、是非この機会に本制度の活用をご検討いただけますよう、周知にご協力方宜しくお願い申し上げます。



■CA 浜松の効果

中継輸送で日帰り運行



- ✓労働環境の改善
- ✓車両の稼働率向上



- ✓若手・女性の雇用促進
- ✓経営コストの削減

トレーラー・トラクタ交換方式の場合



ドライバー交替方式の場合



中継拠点にて、ドライバー交替を実施

お試し利用料金

項目	通常会員	モニター様 (最大2か月間)
月会費 /台・月	4,400円 ※登録台数 6 台以下の場合	30
利用料金 /台・回	660円	≥ OR ≥

※バースの数に限りがありますので、応募多数の場合はご希望に添えない場合もございます。

※一社様あたり一組を基本とさせていただきます。

a 0538-45-1111

※ご利用会社様には中継輸送に関するアンケートにご協力いただきます。

【御問合せ】 遠州トラック株式会社

a 052-222-3559

NEXCO 中日本 事業創造部

コネクトエリア浜松





青年部だより

(公社)全日本トラック協会青年部会 令和3年度全国大会開催について



(公社)全日本トラック協会青年部会(岩田享也部会 長)は、令和4年2月18日(金)に「つなぐ想い~未来を切り 開く青年部会へ~」のテーマのもと、YouTubeを使用し たLive配信にて「令和3年度(公社)全日本トラック協会 青年部会全国大会 | を開催し、全国の青年経営者ら210名 が視聴した。



青年部 岩田部会長

冒頭の開会挨拶で岩田部会長は、「今年度は、前例踏襲 をしていくより、いかにアップデートしていくかが課題だった。コロナ禍の厳しい状況で はあるが、一つ一つを積み重ね、我々青年部会も進化していきたい。」と述べた。

続いて、青年部会を担当する全ト協吉野副会長が「青年 部会だから出会える同業他社の方がいる。多くの方と出会 い、自分を高めていただきたいしと挨拶を行った。

続く、来賓挨拶では、自由民主党 小倉將信青年局長、 国土交通省自動車局日野祥英貨物課長がそれぞれ青年経営 者たちに激励のメッセージを送った。

「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰 |



全卜協 吉野副会長



自由民主党 小倉青年局長



国交省自動車局 日野貨物課長



YouTubeにて開催された青年部全国大会

授与式では、今年度の受賞者である2者 (金賞1者、銅賞1者)に全ト協 庄子清 一副会長より表彰状と目録(顕彰金:金賞 100万円、銅賞50万円)が授与された。

さらに杉山雅洋審査委員長(早稲田大学名誉教授)による講評の後、金賞受賞者(丸憲運輸有限会社:木材チップ運搬車用荷台屋根自動開閉装置の開発)並びに銅賞受賞者(高瀬ロジスティクス株式会社:運送業の認知度向上と将来のなり手を増やすためのPR事業)の事業発表が行われた。

令和3年度青年部会活動報告では、谷真 澄副部会長が今年度実施した青年部会の活 動を報告した。

研修では、アレックス株式会社代表取締役社長兼CEO 辻野晃一郎様(Google日本法人元社長)より、「DX(デジタルトランスフォーメーション)がもたらす物流改革」をテーマに講演をいただいた。

続いて、「次年度ブロック大会への想いを込めて」として、次年度ブロック大会開催地の青年組織が作成したPR動画を上映し、ブロック大会への参加を促した。

最後に米田勝紀副部会長が閉会挨拶を行い、全 国大会を終了した。



谷副部会長による青年部会活動報告



青年経営者顕彰授与式



【金 賞】 丸憲運輸㈱



【銅 賞】 高瀬ロジスティクス㈱



杉山審査委員長による講評



米田副部会長による閉会の挨拶

令和4年



這回交通究為運動 第02回交通究為運動

優しいマナーと思いやりの運転県おおいた

1 目 的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民をとりまく交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として全国一斉に展開されるものです。

2 期 間

令和4年4月6日(水)~4月15日(金)までの10日間

【一斉行動日】

4月6日(水)、15日(金) 【交通事故死ゼロを目指す日】

4月10日(日)

【開始・出発式】 4月6日(水) 県庁で実施予定



3 運動の重点(裏面参照)



- ① 子供を始めとする歩行者の安全確保
- ② 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

4 運動の実施要領(市町村、関係機関・団体)

- (1) それぞれの機関・団体が連携を密にして推進体制を確立するとともに、具体的 な実施計画を策定すること。
- (2) 組織の特性・実情に応じて、県民が参加しやすいよう創意工夫するとともに、 交通安全啓発の気運が高まるよう、効果的な諸活動を展開し、又は支援すること。 また、<u>放送設備やオンライン会議システム等を活用した対面によらない交通安全</u> 教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れること。
- (3) マスメディア、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用し、世代や職業等対象者に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、 交通安全意識の高揚を図ること。<u>特に、交通安全教育の動画による配信等、ウェ</u>ブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開すること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、 体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示 すよう特段の配意を行うこと。
- (5) 各機関・団体及び県・市町村は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努める。
- (6) 本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う交通行動の変化を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めること。

大分県交通安全推進協議会

① 子供を始めとする歩行者の安全確保

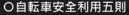
- 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - ・歩行者は、自分の安全のために、左右の安全確認をして横断歩道。 を渡る、信号を守るなど、交通ルールを守りましょう
 - ・横断するときは、<u>手を上げる・差し出す、ドライバーに顔を向け</u>るなど横断の意思をドライバーに伝えましょう
 - ・高齢者自身が、加齢等による身体機能の変化を理解し、安全な行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう
- 歩行者の安全の確保
 - ・新入生など、通学に慣れない子供たちの見守り活動を推進しましょう
 - ・反射材等の効果について理解を深め、積極的に使用しましょう

② 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

- 横断歩道でのマナーアップ推進 ~横断歩道は歩行者優先~
 - ・歩行者や他の車両に対して、優しいマナーと思いやりの気持ちを持った運転に努めましょう
 - ・横断歩道では歩行者を優先し、横断しようとしている歩行者がいる場合は必ず一時停止をしましょう
- 飲酒運転の根絶 ~飲んだらのれん~
 - 「飲酒運転を絶対にしない・させない・許さない」運転者教育を推進しましょう
 - ・ハンドルキーパー運動の周知や公共交通機関の利用を促進しましょう
 - ・事業所等では運行前にアルコール検知器を活用した点検を行いましょう
- 危険な妨害(あおり)運転の禁止
 - ・幅寄せ・割り込み・車間距離不保持等の「あおり運転」は、重大事故 につながる極めて危険な行為で、厳しく処罰されます!
- 高齢運転者の交通事故防止
 - ・加齢等に伴う身体機能の変化 (認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の 衰え等) が運転に及ぼす影響について理解を深めましょう
 - ・運転に不安のある運転者等の安全運転相談窓口を活用しましょう
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用は法律で義務化されています!
 - <u>・子供たちを守るため、チャイルドシートは正しく着用しましょう</u>

③ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

- 大分県自転車条例を守りましょう!
 - ☆ 自転車の交通ルール・マナーの遵守
 - ・「自転車安全利用五則」を守りましょう
 - ☆ 反射材と被害軽減器具の使用(努力義務)
 - ・暗い時間帯は反射材を使用しましょう
 - ・自転車に乗るときは、<u>ヘルメット・帽子・手袋など</u>、 交通事故の被害を軽減する器具を使用しましょう
 - ☆ 自転車保険への加入 (義務)
 - ・事故の被害者を守る保険(自転車損害賠償責任保険等)に加入しましょう!
 - ※自転車保険等は現在加入している保険で対応していることもあります。 **第** 確認には右のQRコードのリンク先フローチャートもご活用ください。 **1**



- 1.自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2.車道は左側を通行
- 3.歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4.安全ルールを守る
- 5.子どもはヘルメットを着用

CHE DID

安全運転相談 ダイヤルは

8080です





大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先:097-506-3062 ※一斉行動日等の活動については、各加盟団体(交通安全協会各支部等)にお問合せ下さい

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について(協力依頼)

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、厚生労働省労働基準局長から周知 依頼がありましたので、お知らせします。

基発0210 第1号 令和4年2月10日

全日本トラック協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模 事業者支援事業等の周知について(協力依頼)

さて、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、「最低賃金引上げへの対応を支援するため、設備投資や労働者の処遇改善等を行う事業者への助成の拡充等を行う」こととされ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象とする特例的な業務改善助成金(「特例コース」)が盛り込まれた令和3年度補正予算が令和3年12月20日に成立しました。

これを受けて、令和4年1月13日に、一定期間に事業場内最低賃金(事業場で最も低い 労働者の賃金)を30円以上引き上げ、これから生産性向上のための設備投資等を行う事業 者を支援する「特例コース」を設け、同日から申請受付を開始しました。

さらに、従前の業務改善助成金(通常コース)の申請期限について、令和4年1月31日から同年3月31日へ延長し、引き続き2月以降も申請を受け付けることとしたところです。

つきましては、新たに設定した「特例コース」を始めとする業務改善助成金及びその他 最低賃金・賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者への各種支援施策について、傘 下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事でのリーフレット配布等、積極的な周知 に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

「業務改善助成金(通常コース)」のご案内 ~令和4年3月末まで申請期限を延長します~

『業務改善助成金 (通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い 賃金(事業場内最低賃金) | の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の 概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、 設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練) などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した 費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!







※令和4年2月1日以降も申請を受け付けます(※3)

	21.1	21+1159		午 2 万 1 口以阵 0 中胡?	<u> </u>				
コース区分	引上 げ額	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率				
		1人	3 0 万円						
	200	2~3人	5 0 万円						
30円コース	30円 以上	4~6人	70万円						
		7人以上	100万円						
		10人以上(*1)	120万円						
		1人	4 5 万円		【事業場内最低賃金 900円未満】				
	4555	2~3人	70万円		4 / 5 生産性要件を				
45円コース	45円 以上	4~6人	100万円	以下の2つの要件を 満たす事業場					
		7人以上	150万円		満たした場合は 9 / 1 0 (*2)				
		10人以上(※1)	180万円	・事業場内最低賃金と	【事業場内最低賃金 900円以上】 3/4				
		1人	60万円	地域別最低賃金の 差額が30円以内 ・事業場規模100人以下					
		2~3人	9 0 万円						
60円コース	60円 以上	4~6人	150万円		生産性要件を				
		7人以上	2 3 0 万円		満たした場合は 4 / 5 (※2)				
		10人以上 (※1)	300万円		4/5 (%2)				
		1人	90万円						
	0.00	2~3人	150万円						
90円コース	90円 以上	4~6人	270万円						
		7人以上	4 5 0 万円						
		10人以上(*1)	600万円						

- (※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①叉は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。
 - ①賃金要件:事業場内最低賃金900円未満の事業場
 - ②生産量要件:売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、 30%以上減少している事業者
- (※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び 率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。 (※3) 20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。
- - 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成対象の特例

◆ PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。※ (※) 特例事業者のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請期限は令和4年3月31日までです。

お問い合わせ先

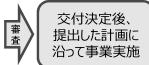
◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

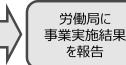
電話番号: **03-6388-6155** (受付時間 平日8:30~17:15)

助成金支給きでの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、 最寄りの都道府県労働局に提出

※申請先は、各労働局雇用環境・均等部(室)







支給

働き方改革推進支援資金

◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や 運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

【参考1: 令和4年度の業務改善助成金(通常コース)のご案内(予定)】

◆ 令和4年度においても、「令和4年2月1日からのコース」を、引き続き実施する予定です。

(※) ただし、令和4年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

【参考2:業務改善助成金特例コースのご案内】

特例コースの概要

■申請期限:令和4年3月31日まで

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し(※Bの経費)、その費用の一部を助成するものです。

助成額・助成率

助成率: 3/4

助成上限額:

引上げ	1人	2~	4~	7人
人数		3人	6人	以上
上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

A 生産向上等に資	機械設備 [※] 、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など
する設備投資等	(※PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象)
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

(*)厚生労働省

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金ができました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

- ■申請期限:令和4年3月31日まで
 - ※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者(事業場)

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年 4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同 期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げている こと(引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。)

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により**、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを 定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
 - ※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
 - ※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費 (関連する経費)がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率	助成額	助成率
	最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備 [※] 、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費*	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増 設など

^{※「}関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出 (締切は令和4年3月31日(木))^{※1}

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組み^{※2} を実施

労働局に事業実施結果を報告



交付額確定後、労働局に支払請求を提出



- ※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。 また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に 募集を終了する場合があります。
- ※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

		1人	30万円
L 7日 安五	引き上げ	2人~3人	50万円
上限額	労働者数	4人~6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の 記載例を掲載している「申請様式」 等は、こちらからダウンロードでき ます。



[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



特例コースの活用例(「関連する経費」の助成対象の拡充)

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に 役立つ設備投資等 -■	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモート ワークの環境を整備するため、テレワー ク関連機器を新たに導入
■ B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝(広告宣伝費)を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、 コピー機、プリンター、事務机・椅子等 も導入し、サテライトオフィスの業務環 境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い 周知により、多くの顧客を獲得し、生 産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや 業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号:03(6388)6155(受付時間 平日8:30~17:15)

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です。







最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者 への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先:業務改善助成金コールセンター 電話:03-6388-6155(平日 8:30~17:15) 又は都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。



② 業務改善助成金特例コース

業務改善助成金特例コース

検索

問い合わせ先:業務改善助成金コールセンター 電話:03-6388-6155 (平日 8:30~17:15) 又は都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日~同年12月の間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大します。



③ 人材確保等支援助成金

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

人材確保等支援助成金

検索

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下に取り組む事業主に対して、助成金を支給します。



④ キャリアアップ助成金

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

キャリアアップ助成金

検索

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。



⑤ 中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先:中小企業税制サポートセンター

賃上げ促進税制

検索

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、 その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。



⑥ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

問い合わせ先:日本政策金融公庫 電話:0120-154-505

働き方改革推進支援資金

検索

検索

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



⑦ 事業再構築補助金

問い合わせ先:事業再構築補助金事務局コールセンター

受付時間:9:00~18:00(日祝日を除く)

電話番号: <ナビダイヤル> 0570-012-088

<IP 電話用>03-4216-4080

事業再構築補助金

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。



2. 生産性向上に関する支援

⑧ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先: <先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 <税制について> 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口

電話: 03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

<制度について>中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話:03-3501-1816

「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・特例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。



9 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)

経営力向上計画

検索

問い合わせ先:経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話:03-3501-1957(平日9:30~12:00、13:00~17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制 や金融支援等の措置を受けることができます。



⑩ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例(経営強化税制)

グイオリング (作名)第16代制) 経営強化税制

検索

問い合わせ先:中小企業税制サポートセンター

電話:03-6281-9821 (平日9:30~12:00、13:00~17:00)

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。



① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先:ものづくり補助金事務局サポートセンター

ものづくり補助金

検索

電話:050-8880-4053 (平日10:00~17:00)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。



① 小規模事業者持続化補助金

持続化補助金

検索

問い合わせ先: <商工会の管轄地域で事業を営む方>全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、 URL をご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

<商工会議所の管轄地域で事業を営む方>日本商工会議所 電話:03-6747-4602

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。



③ サービス等生産性向上 IT 導入支援補助金

問い合わせ先:サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局

IT 導入補助金

検索

電話:0570-666-424

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。



3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

下請ガイドライン

検索

問い合わせ先:中小企業庁取引課 電話:03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



⑤ パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先: <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話:03-3501-1765

<「宣言」の提出・掲載について>(公財)全国中小企業振興機関協会 電話:03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



(f) 官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先: 中小企業庁取引課 電話:03-3501-1669

官公需基本方針

検索

検索

「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



① 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先: 中小企業庁取引課 電話:03-3501-1669

官公需ポータルサイト

検索

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集 し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。



4. 資金繰りに関する支援

18 セーフティネット貸付制度

セーフティネット貸付

検索

問い合わせ先:日本政策金融公庫(日本公庫) 電話:0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫) 電話:098-941-1795

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



⑩ 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

問い合わせ先: 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店 マル経融資

検索

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

(日商)







5. その他、雇用(人材育成)に関する支援

② 建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

建設事業主等に対する助成金

検索

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金(「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」)を支給します。



② 人材確保等支援助成金

(雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース)

人材確保等支援助成金

検索

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入)を行う場合に、助成金を支給します。



② 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

地域雇用開発助成金

検索

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



23 雇用調整助成金

雇用調整助成金

検索

従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。



24 人材開発支援助成金

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

人材開発支援助成金

検索

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。



6. 相談窓口・各種ガイドライン

② 働き方改革推進支援センター

問い合わせ先:全国の働き方改革推進支援センター

働き方改革推進支援センター

検索

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。



② 特別相談窓口の設置

問い合わせ先:全国の商工会議所、各都道府県商工会連合会他

最低賃金 特別相談窓口

検索

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。



② よろず支援拠点

問い合わせ先:各都道府県のよろず支援拠点

よろず支援拠点

検索

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。



28 下請かけこみ寺

下請かけこみ寺

検索

問い合わせ先:(公財)全国中小企業振興機関協会 電話:03-5541-6655

各都道府県の下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。



② 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

ミラサポ plus

検索

問い合わせ先: ミラサポ plus コールセンター 電話: 050-5370-4340

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

上記でご紹介した各施策等について、より詳しくまとめています。



各都道府県労働局の問い合わせ先:厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内> 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧



特定外来生物「セアカゴケグモ」について (注意喚起)

標記について、大分市環境部環境対策課から周知依頼がありましたので、お知らせします。

環対第4064号 令和4年2月21日

関係各位

環境対策課長 後藤賢二

特定外来生物「セアカゴケグモ」について(注意喚起)

既に新聞等で報道されておりますが、2月18日に大分市大字大在の大在公共埠頭にて、 セアカゴケグモの生体1匹が確認されました。

特定外来生物は、貨物等に紛れ込み移動する可能性があることから、事業者におかれましては、貨物等を取扱う際には最新の注意を払い、発見時には「外来生物被害予防三原則」に基づき迅速に駆除を行う等により、生息域を拡大しないようご協力をお願いいたします。また、次頁からの資料につきましては、従業員等への周知をお願いします。

併せて、当該生物が確認された場合は、本市へご連絡くださいますようお願いします。

【問合せ・情報提供先】

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市環境部 環境対策課 環境保全担当班

担当:久々宮、島田

TEL 097-537-5758 FAX 097-538-3302

E-mail kankyotai5@city.oita.oita.jp

特定外来生物である「セアカゴケグモ」が 発見されましたのでお知らせします。



【問い合せ・情報提供先】

大分市環境対策課 環境保全担当班 電話:097-537-5758(直通)

●国税だより

○国外財産調書の提出について

居住者の方で、令和3年12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種

類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、令和4年3月15日 (火)までに税務署に提出することになっています。

○財産債務調書の提出について

所得税等の確定申告書の提出が必要な方で、令和3年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、令和3年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価

額の合計額が1億円以上の国外転出特例 対象財産を有する方は、その財産の種類、 数量及び価額並びに債務の金額その他必 要な事項を記載した財産債務調書を令和 4年3月15日(火までに税務署に提出する ことになっています。

○令和3年分確定申告の期限内納付と振替期日

令和3年分確定申告の納付期限は以下のとおりですので、期限内の納付をお願いします。

また、申告所得税及び復興特別所得税並

びに消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税は、自宅等から手続きができる「ダイレクト納付」や、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。

利用されていない方は、是非ご利用ください。

【令和3年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日】

	納付期限	振替納税の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和4年3月15日伙	令和4年4月21日(木)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和4年3月31日休	令和4年4月26日(火)

○大分税務署 (電話 097-532-4171) ※自動音声案内

陸災防だより

令和4年度 講習案内

~ 現場の安全は、教育から ~

◈受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。 (講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

◎はい作業主任者技能講習(定員各50名) 大分労働局長登録・登録番号第48-5号 (2024年3月30日まで有効)

6月16日(木)・17日(金) 10月19日(水)・20日(木)

1月18日(水)・19日(木)

◎積卸し作業指揮者安全教育(定員30名)

7月15日金

◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育(定員30名) 9月2日金

◎交通労働災害防止担当管理者教育(定員20名)

10月11日(火)

※各々定員を表示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります。

【受講料等のご案内】(税込)

講 習 名	受 講 資 格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	1,595円

【振 込 先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部(リクサイボウオオイタケンシブ) ※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

- ※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)
- ※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にて お願い致します。
- ※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得 された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。 (HP:http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/·TEL:03-3452-3371, 3372)

[問い合せ先]

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大分県支部

5 (097) 556-7866 FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27 大分県トラック会館内

受講申込書(修了証台帳)

縦3.0cm 横2.4cm 写真の裏に氏名 を記入のこと。 デジカメ 不可 カラーコピ 不可 **写真1枚**

(貼らないこと)

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

受	講	自	令和	年	月	日	卒,≇≢≇蛙	羽夕			
年	月日	至	令和	年	月	日	受講講	自名			
								·			
	リガナ					男	※ 修了証	番号	第		号
氏	名					女	交付	年月日	令和	年 丿	月月
生生	年月日	昭和平月		年	月	日					
		₸						TEL	_		
現	住 所							携帯電話		_	
								FAX	_	_	
##	武士地	₸						TEL	_	_	
勤	所在地							FAX	_	_	
務	フリガナ							*	昭和 •		月から
先	名称							事業主証明			月まで 卸
		~		<i>Th</i> -37 1 1:	拓 / 凸 利 古	ご実まさん	タッチャラエ \ a				(1)
				八 <u>雌認</u> 許証(写)		理転	<u> </u>	<u>) 争し</u> をi	添付して下	31,	
		日 到 -	中里野兄								
注	1) ※印以	以外の	欄は、申込	者において	て記載のこと	。申i	込 年月日	令 拜	in 年	月	日
		の場合	合とは、はレ	場合を除き い作業主任	不要のこと。者技能	1,4,1	入者氏名 講者本人)				Ħ
	•						Var 1.42		sage vivi dad	leg via des	and the first ways to
						**	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
						照					

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部 技能講習・安全教育申込用紙

受講料

現金・振込

テキスト代

入金日 /

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和4年度 技能講習·実技教習計画、講習料一覧表

	試験	種別	講習	内容	講	習 料	講習実	施月日
区別	種 類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	4月	5月
免許	移動式クレーン	全科(学科·実技)	6日	26H	99,000	4,565	13日~14日と	9日~13日と
許	登録第38号)C1X+2+/	6日	9H	90,200		18日~21日	16日
	車	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持 者(3ヶ月以上)	3日	14H	49,500	1,430	11日~12日 25日~26日	17日~18日
	車 両系建 整地・運搬等 登録第36号 機 概 解 体 用	全科(学科·実技)	6日	38H	93,500	1,430	1日と 4日~8日 18日~22日と 25日	9日~13日と 16日 23日~27日と 30日
	横 解 体 月 登録第3-21号)件件/ 1X 化明日//	1日	5Н	16,500	1,570	1日	17日 31日
	不整地運搬車登録第3-235	大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,570	13日~14日	24日~25日
技	高所作業庫	移動式・小型移動式 クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,880	5日~6日 19日~20日	10日~11日 23日~24日
		普通運転免許所持者	3 日	14H	38,500	1,880	5日~7日	10日~12日
	登録第3-22号	日週建物児町なし	3 日	17H	47,300	1,880	19日~21日	23日~25日
能	小型移動式 クレーン		3日	16H	41,800	1,370	6日~8日	11日~13日
	登録第3-20号	41公人1	3 日	20H	46,200	1,370	20日~22日	24日~26日
講		12 / / / / / / / /	3日	15H	19,800	1,650	13日~15日 26日~28日	18日~20日
	登録第41号	70,71.01.0	3日	19H	24,200	1,650	20 Д - 20 Д	
習		フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	4日と8日 18日と22日	9日と13日
						1班	4日~7日 18日~21日	9日~12日
	フォークリフト 登録第4-1号	大型·中型·普通運転 免許所持者	4日	31H	29,700	1,650 2班	4日と 11日~13日 18日と 25日~27日	
						土・日	9日~10日と 16日~17日	
		普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650		
	ショベルローダー	/ こ/似化なし/	2日	11H	15,400	1,870	受講希望者が 達した時点で	一定の人数に
	登録第4-2号	大型·中型·普通運転 分 免許所持者	5日	31H	31,900	1,870	ます。	
特		り上げ過重5トン未満)	2日	13H	12,100	1,705	26日~27日	16日~17日 30日~31日
別教育		幾体質量3トン未満)	2日	13H	12,100	1,370		18日~19日
育	ローラ	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2日	10H	12,100	1,360	25日~26日	
Ĺ	フォークリフ		2日	12H	12,100	1,650		
		生責任者教育	2日	14H	12,100	1,540	11日~12日	30日~31日
	熱中症予防	労働衛生教育	1日	3.5H	4,400	1,430	1日	

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

定期点検整備促進運動の実施等について

標記運動を「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁等関係行政 省庁のご指導のもとに、引き続き令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間実 施することになりましたのでお知らせ致します。

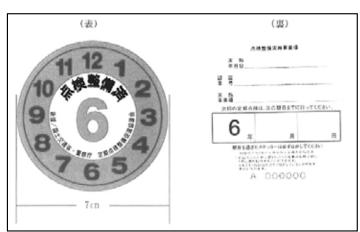
また、本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付するステッカー (点検整備済みステッカー、以下ステッカー)が、下記のとおり国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせ致します。

なお、当該ステッカーの表記デザイン等の権利を保護するため、登録商標の出願を実施 し、商標の登録を行いましたことを申し添えます。

【参照】

- ○定期点検整備促進対策要綱
 - https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2022/02/nisseiren02.pdf
- ○自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2022/02/nisseiren03.pdf

点検整備済ステッカー (令和6年用)の使用及び様式等



会員名簿訂正方のお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
6	日野陸運(f) TEL 097-536-6338 FAX 097-536-6356	TEL 097-535-7930 FAX 097-535-7931	TEL番号の変更 FAX番号の変更
17	山九㈱大分東支店大分物流事業所 中條 克紀	松島 由治	代表者の変更
27	(株)アクト物流 河野 正一	櫻井 大輔	代表者の変更
35	日商石油㈱ 日田市大字三和43-2 諫山 敏也	日商石油㈱ 日田市大字三和135-10 執行 則幸	譲渡譲受 住所の変更 代表者の変更
37	(有益永中野産業 中野 安彦	中野 寛子	代表者の変更

「トラック運送業界の景況感 (速報)令和3年10月~12月期」 (令和4年2月調査の公開について)

公益社団法人全日本トラック協会は、「トラック運送業界の景況感(速報)令和3年10月~12月期 | のとりまとめが終了し、公開しました。

上記の調査報告は、2月14日より全ト協ホームページにて公開いたしましたので、必要の際はHPよりダウンロードして出力していただきますようお願いいたします。

全ト協ホームページリンク先

◆「第116回トラック運送業界の景況感(速報)令和3年10月~12月期」 https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/keikyo/keikyo2110_12.pdf

燃料情報

令和4年1月末現在で調査した県内の 軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格(円)

	価格(県内)				
	最高	最低	平均		
スタンド平均	147.0	112.1	126.0		
ローリー平均	123.2	108.2	112.2		
カード平均	144.0	110.4	120.4		

2. 購入メーカー

	_	件数	割合
JX日鉱日	石	10	38.5
出	光	4	15.4
昭和シェ	ル	3	11.5
エクソンモービ	ル	0	0.0
キグナ	ス	0	0.0
コス	モ	6	23.1
その	他	3	11.5
合	計	26	100.0

	_		月	21年											22年
区分				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
スタン	ド	大	分	101.0	108.7	109.4	109.3	113.9	117.5	116.3	117.2	123.9	127.0	121.0	126.0
平	均	全	玉	99.1	104.2	105.1	107.5	109.3	112.1	110.6	112.3	117.9	120.3	116.7	121.0
ローリ	ĺ	大	分	93.7	96.8	97.8	100.6	103.2	104.7	102.6	104.7	110.9	112.2	107.2	112.2
平	均	全	国	89.8	95.5	95.6	97.3	100.5	103.4	101.5	102.5	109.2	111.5	105.9	110.9
カー	ド	大	分	102.5	109.5	108.6	109.6	111.3	115.7	108.3	112.7	119.0	120.7	117.0	120.4
平	均	全	玉	98.9	103.8	104.3	106.4	109.3	112.0	110.7	112.7	118.6	120.2	116.2	120.1

- 注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)
- 注)スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和4年1月)

令和4年2月25日現在 (公社)全日本トラック協会

令和4年1月

単純計算表

地区:九州(沖縄除)

スタンド平均	ローリー平均	カード平均
122.75	113.11	124.67

令和4年1月

元 売 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	125.61	111.96	128.93
出光昭和シェル	121.85	112.98	124.45
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コスモ	125.50	109.90	122.40
その他	117.74	116.80	121.80

令和4年1月

購入量別集計表

地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	123.18	111.90	124.83
30~50キロリットル未満		116.35	112.95
50~100キロリットル未満		113.70	143.85
100キロリットル以上	111.60	112.73	

令和4年1月

支払期限別集計表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	122.48	116.60	115.07
30 ~ 60 日 未 満	122.44	111.74	125.05
60 日 以 上	124.48	113.89	144.00

軽油価格推移表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和3年9月	111.89	104.32	115.75
令和3年10月	118.62	110.91	120.89
令和3年11月	120.90	112.34	123.69
令和3年12月	117.58	106.56	120.39
令和4年1月	122.75	113.11	124.67

[※]消費税抜きの価格となります。

行事予定表(3月16日~4月15日)

日	曜	行事
16	水	高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー(13:30 大分県トラック会館)
17	木	
18	金	正副支部長会(13:00 大分県トラック会館)、定例理事会(14:00 大分県トラック会館)
19	土	
20	日	
21	月	春分の日
22	火	
23	水	
24	木	正副会長会(10:00 大分県トラック会館)、定時理事会(13:00 大分県トラック会館) 大分県トラック事業政治連盟理事会(理事会修了後、大分県トラック会館)
25	金	令和3年度 第2回労働時間管理適正化指導員会議(13:30 大分労働局)
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	全ト協 適正化指導員全国研修「スキルアップ研修」(13:30 全ト協)
30	水	自動車会議所 理事会(11:00 大分県交通会館)
31	木	
4/1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	
6	水	春の全国交通安全運動並びに出発式(出発式:大分県庁)15日迄
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	令和4年度 新人職員研修(13:00 全ト協)15日迄
14	木	
15	金	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591) 令和 年 月 日

		単位	単価(円)	ご注文部数
1	運転日報(基本)	100枚	180	
2	運転日報(応用)	100枚	330	
3	乗務日報	100枚	280	
4	日常点検記録簿	1 冊	160	
5	日常点検記録簿(トレーラ)	1 冊	160	
6	点呼記録表(25名用A)	100枚	620	
7	点呼記録表(25名用B)	100枚	620	
8	点呼記録表(12名用A)	100枚	360	
9	点呼記録表(12名用B)	100枚	360	
10	点呼記録表ファイル(12名用)	1個	1,330	
11	点検整備記録簿	1 冊	310	
12	車輌管理台帳	1 冊	230	
13	運転者台帳	50枚	510	
14	運転者台帳 索引	1 枚	25	
15	運転者台帳ファイル	1 冊	820	
16	運行管理者届	1 枚	60	
17	整備管理者届	1 枚	60	
18	運行管理規程	1 冊	210	
19	整備管理規程	1 冊	160	
20	タコチャート紙 M7-120	1 箱	620	
21	タコチャート紙 M7-140	1 箱	620	
22	タコチャート紙 M26-120	1 箱	620	
23	タコチャート紙 M26-140	1 箱	620	
24	運送約款(掲示用)	1 枚	110	
25	運送約款(冊子)	1 冊	165	
26	運行指示書 (輸送文研社)	1 冊	490	
27	運行指示書(アルプス印刷)	30枚	410	
ご住所	f (=)		お雷話	

ご住所(〒 一)	お電話
	() —
貴社名	担当者名

[※]ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。



中小法人・個人事業者のための

援 金 復 支

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)~5月31日(火)

給付対象

- 1と2を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- 2 2021年11月~2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、 2018年11月~2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して 50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者
- ※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業 収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中 に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大 250万円 個人事業者等 上限最大 50万円 を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高−対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月~2019年3月/2019年11月~2020年3月/2020年11月~2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

		法人		
売上高減少率	個人	年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高※2 1億円超~5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認が不要! 提出書類が少ない! 過去の申請情報を活用可能!

■ 事前確認を簡略化! 提出書類が少ない! ▶詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

休業・時短営業やイベント等の延期・ 中止その他のコロナ対策の要請

※個人消費の機会の減少につながるもの



関連規制



や流通制限



コロナ禍を理由として顧客・取引 先が行う休業・時短営業やイベント 等の延期・中止



海外渡航者や訪日渡航者の減少



⑦コロナ禍を理由とした供給減少 ③国や地方自治体による休業・時短 営業やイベント等の延期・中止その他

のコロナ対策の要請 ※業務上不可欠な取引や

商談機会の制約に つながるもの

● 1国や地方自治体による、自社への ②国や地方自治体による要請以外で、 ③消費者の外出・移動の自粛や、 新しい生活様式への移行



● ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ ● コロナ関連の渡航制限等による ● 顧客・取引先が①~⑤、⑦~⑨の いずれかの影響を受けたこと



②国や地方自治体による就業に関 するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の 追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に 実際に売上か減少したわけではないにも関わり、湿巾を水が、とは、これをは、いまないにも関われている繁忙期や農産物の出荷時期以外など)季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など) を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時 期の調整により売上が減少している場合 は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営 業時間の短縮、商材の変更、法人成り又 は事業承継の直後などで単に営業日数 が少ないこと等により売上が減少してい る場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話 番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

,0120-789-14N

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。 | P電話 専用回線 | 03-6834-7593 | 受付時間 | 8:30-19:00 | (十日・シロータナルロン)

ホームページ



事業復活支援金 検索

https://jigyou-fukkatsu.go.jp/

▲ 不正受給は犯罪です!

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関の事前確認

申請※3

一時支援金または月次支援金 を既に受給された方

申請ステップが省略できます --

マイページから申請 下記書類 ① ~ ⑤ を添付 (過去受給時の情報を活用可能)

マイページから申請

下記書類 1 ~ 5 を添付

一時支援金および 月次支援金を 受給していない方 ホームページの 仮登録画面に メールアドレスや 電話番号を入力し 申請IDを発番※2

ホームページで 登録確認機関を 検索する

継続支援関係※1 に当たる 登録確認機関がある方

継続支援関係※1に当たる 登録確認機関がない方

継続支援関係の登録確認機関に メールまたは電話し、事前予約する

ホームページで登録確認機関を 検索し、メールまたは電話で、 事前予約する

TV会議/対面/電話により 簡略化された事前確認を受ける

TV会議/対面により

・事業を実施しているか ・コロナの影響を受けているか ・給付対象等を正しく理解しているか

について事前確認を受ける

マイページから申請 下記書類 1 ~ 8 を添付

「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。 そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

- ※1 継続支援関係とは右の①~④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理土、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④ 登録確認機関の反復継続した支援先。 ※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)
- ※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

- 法人 -Section.

履歴事項 全部証明書



【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

収受日付印の付いた2019年(度)、 2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む 確定申告書類の控え



- ※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。 ※基準期間は、①2018年11月~2019年3月、②2019年11月~2020年3月、
- ③2020年11月~2021年3月のうち、基準月を含む期間
- ※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等



※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の 帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。

複数年月の帳簿書類でも構いません。

振込先の通帳 (通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)



※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、 ※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録 している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

代表者または個人事業者等本人が 5 自署した宣誓・同意書



※ホームページからダウンロードできます。

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、 継続支援関係がない方は、

以下の書類も必要になります。

基準月の売上台帳等



基準月の売上に係る1取引分の 請求書または領収書等



基準月の売上に係る通帳等 (取引が確認できるページ)



※ 7・8 については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、 合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を 提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる 帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。





- ※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、 7年間保存してください。
- ※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも 書類の提出を求める場合があります。

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる

車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、 【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。 ※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい 取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、 スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット 締め付け時の 注意点だよ!



ホイール締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。 また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズと	19.5インチ: 8本(PCD275mm)	
ボルト本数(PCD)	22.5インチ:10本(PCD335mm)	
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪:右ねじ(新・ISO方式) 右輪:右ねじ 左輪:左ねじ(従来ISO方式)	
ホイールナット	平面座(ワッシャー付き)・1種類	
使用ソケット	33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	

ホイールのセンタリング	ハブインロー	
アルミホイールの 履き替え	ボルト交換	
後輪ダブルタイヤの 締付け構造	ボイールボルト 平面座 ホイールナット 週滑剤	



-、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

◎タイヤ交換後の

大型車の車輪脱落事故に注意!

~大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」~



とさない! 脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ 唯一かつ最善な手段です。



ゃんと清掃、ちゃんと給脂!

ナットとワッシャーとの 隙間への注油も忘れずに!

●ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布 してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットや ワッシャーがスムーズに回転するか点検します。



● ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。





整備くん



ト締め、トルクレンチを必ず使用!

●適正なトルクレン チを用いて規定の トルクで確実に締 め付けます。



●初期なじみのため、タイヤ 交換後50~100km走行 後を目安に増し締めを実 施してください。





ちにち一回、緩みの点検

● 特に脱落が多い 左後輪は重点的に点検を。



●ISO方式の場合は、目視で 確認できるインジケーター 装着による<mark>点検</mark>がよ<mark>り効</mark>果 的です。

-ルナットの緩み点検/



●運行前にボルト、ナットを 目で見て手で触って点検。









